

# 令和5年度福島市立渡利中学校「いじめ防止基本方針」(11月に一部改訂)

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

### 【定義】

本校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（福島市いじめ防止等に関する条例 第2条（1）より）

### 【基本的な考え方】

- (1) いじめは人間として決して許されないことである。
  - 教師は、「いじめは決して許されない」という強い認識に立って、この問題に取り組まなければならない。「いじめを受けた方にも問題点がある」などの考えは一切否定されるべきものである。
- (2) 「いじめは、現に起きている」という意識で、またいじめは生徒の生命・心身又は財産に重大な被害を生じさせる恐れがあるという危機感をもって対応する。
  - 「自分の学校にいじめはない」などの思い込みは、いじめを見逃すだけでなく、対応を遅らせたり、重大事態につながったりする。
  - いじめは、特定の加害者や被害者だけの問題ではなく、どの生徒も被害者はもちろん、加害者にもなりうる。さらに、被害者も加害者も比較的短期間で入れ替わることがある。
- (3) いじめ根絶に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。
  - 学校いじめ基本方針のもと、いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
  - 個人情報の扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うとともに、保護者や地域住民、関係機関と連携して早期発見とともに、迅速に対応していくことが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

### 【いじめの認知にあたっての教職員等の心構え】

- (1) いじめの認知にあたっては、いじめの被害生徒等の立場に立つこと
- (2) いじめの被害生徒等本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定めること
- (3) いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組織的に判断すること
- (4) SNS上における悪口など、いじめの対象となっている生徒等本人が気付いていない（心身の苦痛を感じるに至っていない）ケースも想定されるので、適切な対応に努めること
- (5) いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと
- (6) いじめは、すべての生徒等が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要であること
- (7) いじめは、生徒等が所属する学級や部活動等といった閉塞性等を伴う環境で発生しやすいこと
- (8) (7)に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要なこと

### 【指導方針】

- (1) 心の居場所としての学級経営の充実
  - 教師と子ども、子ども同士の信頼関係の構築に努める。  
(子どもが安心して学べる環境づくり：居場所づくり)
  - 子ども一人ひとりの個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行う。  
(授業や学校行事、部活動においてすべての子どもが活躍できる場の設定、自己有用感・集団への帰属意識の育成：絆づくり)
- (2) いじめに対する迅速かつ毅然とした確実な対応
  - 当事者や保護者、友人等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
  - いじめる生徒に対しては、毅然とした指導を行う。
- (3) 安全・安心を支える相談体制の充実
  - 日頃から生徒が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。
  - SC、SSW等の活用により、学校等における相談機能を充実する。

## 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標「自己をみがき、みんなのために役立つ 自主的に 誠実に 健康に」の具現化を目指すため、生徒一人ひとりが活躍できる集団作りを進め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- (2) 一人ひとりを大切にした学級経営に努め、子どもが安心して学べる環境を作る。
- (3) 「渡利中5つの行い」の実践化や、「思いやり」に重点を置いた道徳の時間の充実により、生徒の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養う。
- (4) 保護者及び地域住民その他の関係機関との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめ防止のために情報モラル教育を計画的に推進する。
- (6) 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

## 3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「現に起きている」という基本認識に立ち、生徒個人や生徒相互のトラブルに対し、いじめが起こっている可能性が高いという危機感を共有し、早期に関わる。

- (1) いじめ調査等  
いじめを早期に発見するために、定期的な調査を次のとおり実施する。
  - ① 生徒対象アンケート調査（年5回…5・7・9・11・2月）
  - ② 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 各アンケート後 年5回
  - ③ QUTテスト
- (2) いじめ相談体制  
生徒及び保護者がいじめに関わる相談できるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
  - ① スクールカウンセラーの活用
  - ② チャンス相談の充実
  - ③ いじめ問題対応フロー図の活用

## 4 いじめの早期解決のための措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策組織で直ちに情報を共有し、校長以下組織的な対応を行う。

- (1) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめを受けた生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

### 【いじめを受けた生徒・保護者に対して】

- ① いじめを受けた生徒には「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して生徒を守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤ 生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 生徒の状況に合わせた継続的なケアを行う。

### 【いじめた生徒・保護者に対して】

- ① 複数の教職員が連携して、いじめをやめさせる措置をとる。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に関する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④ 当該生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥ いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることができなくても誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

- (2) いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告する。以下の「いじめの深刻度とその対応」のレベル1の段階から報告する。  
また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

【いじめの深刻度と（対応）】

○ レベル1

学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめにあったと感じる。  
(アンケート調査、聞き取り、個別懇談、声かけ)

○ レベル2

元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える(保健室への出入りの増加)、交友関係が変化する(孤立)、頻繁にいたづらをされる、物がなくなる、欠席・遅刻・早退等が増える(不登校傾向)

(組織的対応：いじめ対策組織、事実関係の把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭・地域との連携)

○ レベル3

不登校、別室登校、身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)、暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛の被害

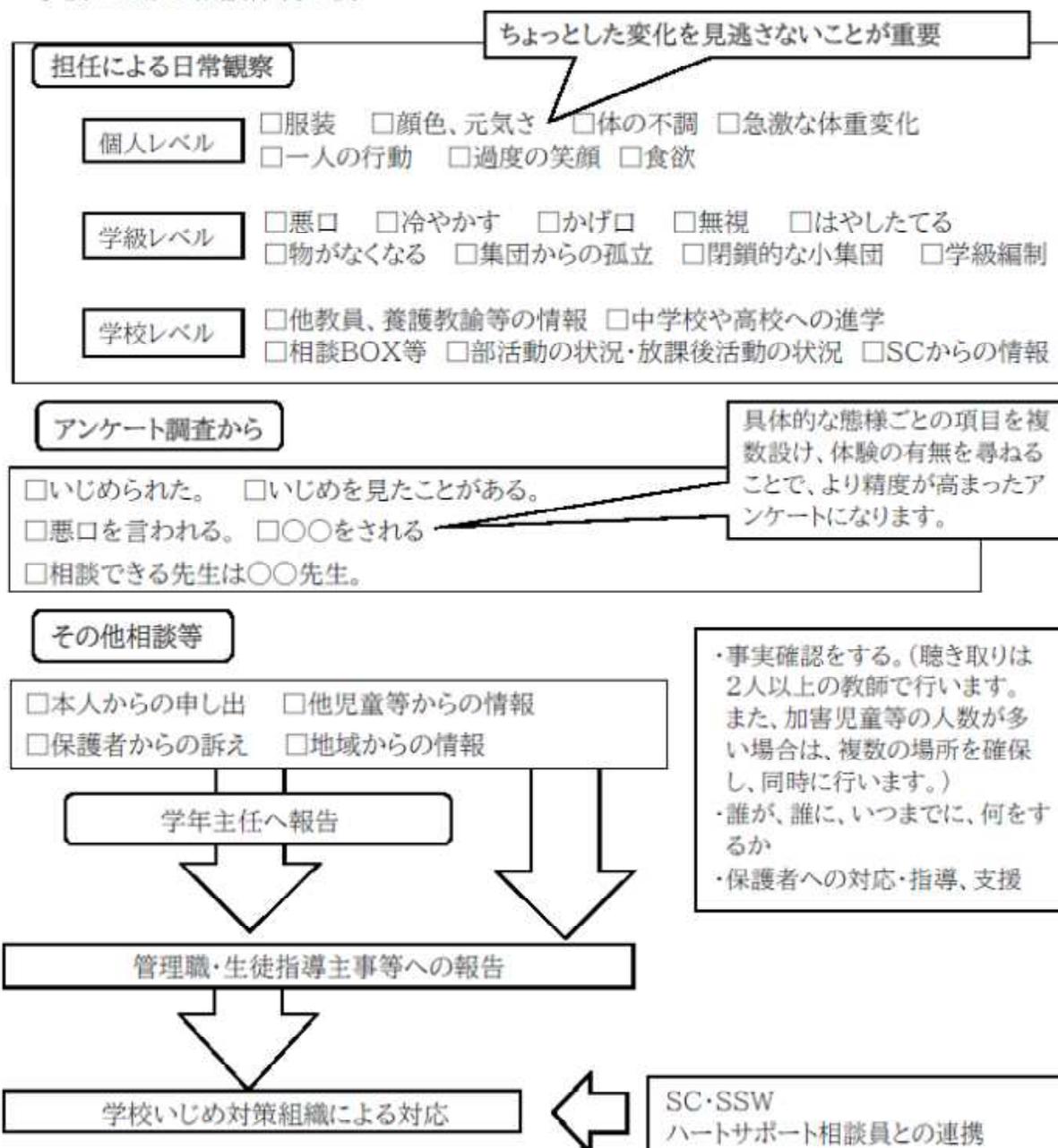
(警察・児童相談所、医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の措置)

○ レベル4

自殺未遂、自殺

(SC、SSW等、専門家の助言に基づいた対応：本人および家族、生徒教職員の窓口の一本化、マスコミへの対応)

<学校における相談体制の例>



## 5 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 校内における組織

いじめの防止や早期解決を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策組織」を設置する。

#### 【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、その他ＳＣなど、校長が認めた者

※ いじめ対策組織だけでなく、定期的に PTA 役員との懇談の機会を位置づけ、情報収集と解決へ向けての防止策を図る。

※ いじめ事案の状況により、市教育委員会と話し合いの上、警察（福島警察署）や警察経験者（スクールサポーター）、児童相談所等と連携を図る。

#### 【活動】

- ① いじめの防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること【アンケート調査、教育相談等】
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること

#### 【開催】

2週に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

- 上記以外に、職員協議会（職員会議の中で）を月に1回開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について情報交換及び共通理解を図る。

## 6 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

～いじめ防止対策推進法第28条より～

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、生徒や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申し立てがあった場合は、以下に従い、迅速かつ機動的に重大事態調査を実施する。

申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じて7日以内に市長に報告する。
- (2) 市教育委員会での会議の判断により、以下の調査主体から適切な組織を設置し調査する。  
・調査委員会 ・重大事態調査チーム ・学校に設ける組織
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。
- (6) 不登校重大事態は、原則、学校に設ける組織が調査を行い、調査報告書を作成する。なお、調査を行う場合、学校のいじめ対策組織に適切な外部人材を加えて、調査を行う。

## 7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

### いじめの早期発見に関する取り組み

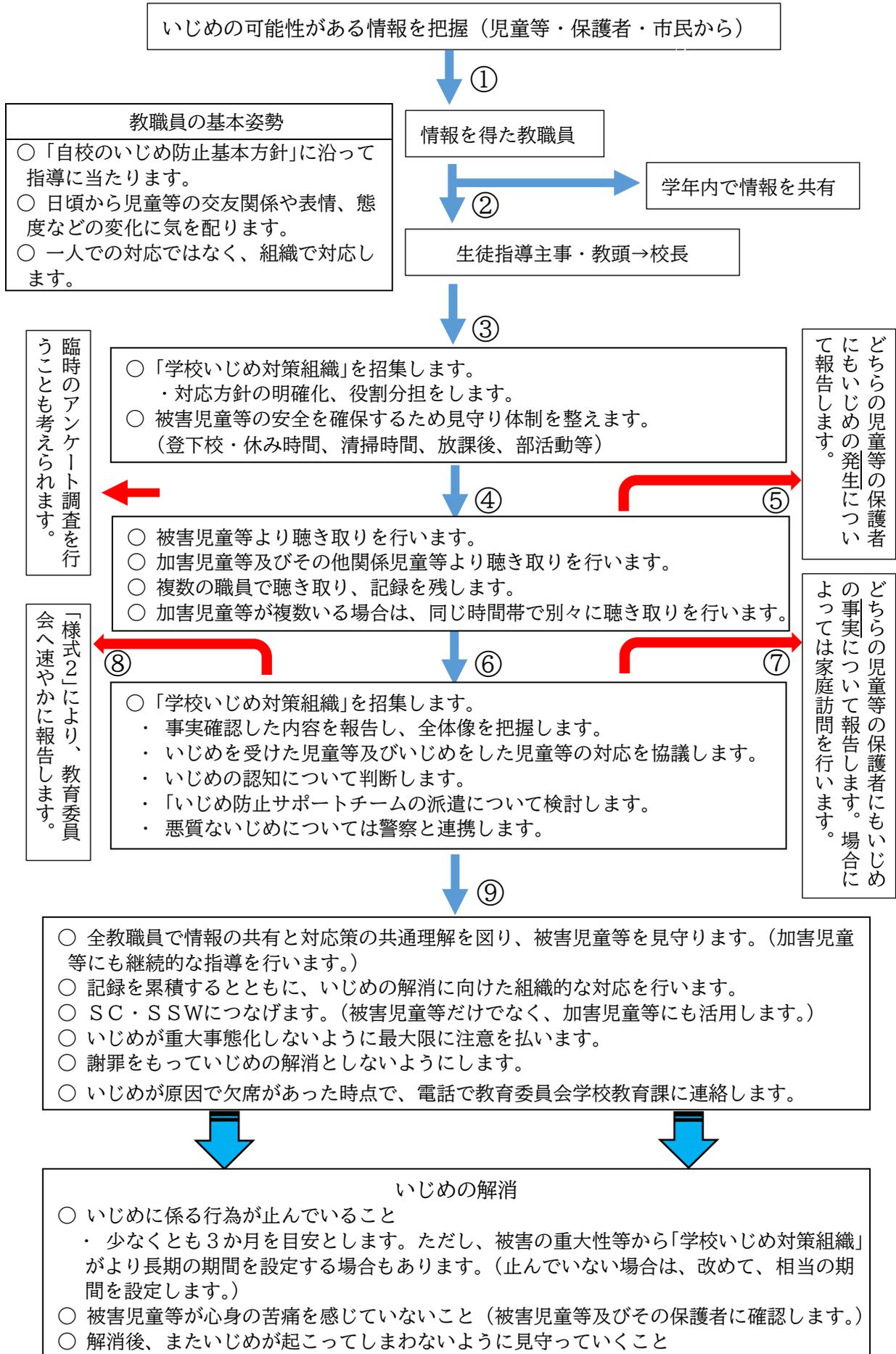
（アンケート調査、教育相談からの取組を加える）

- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。

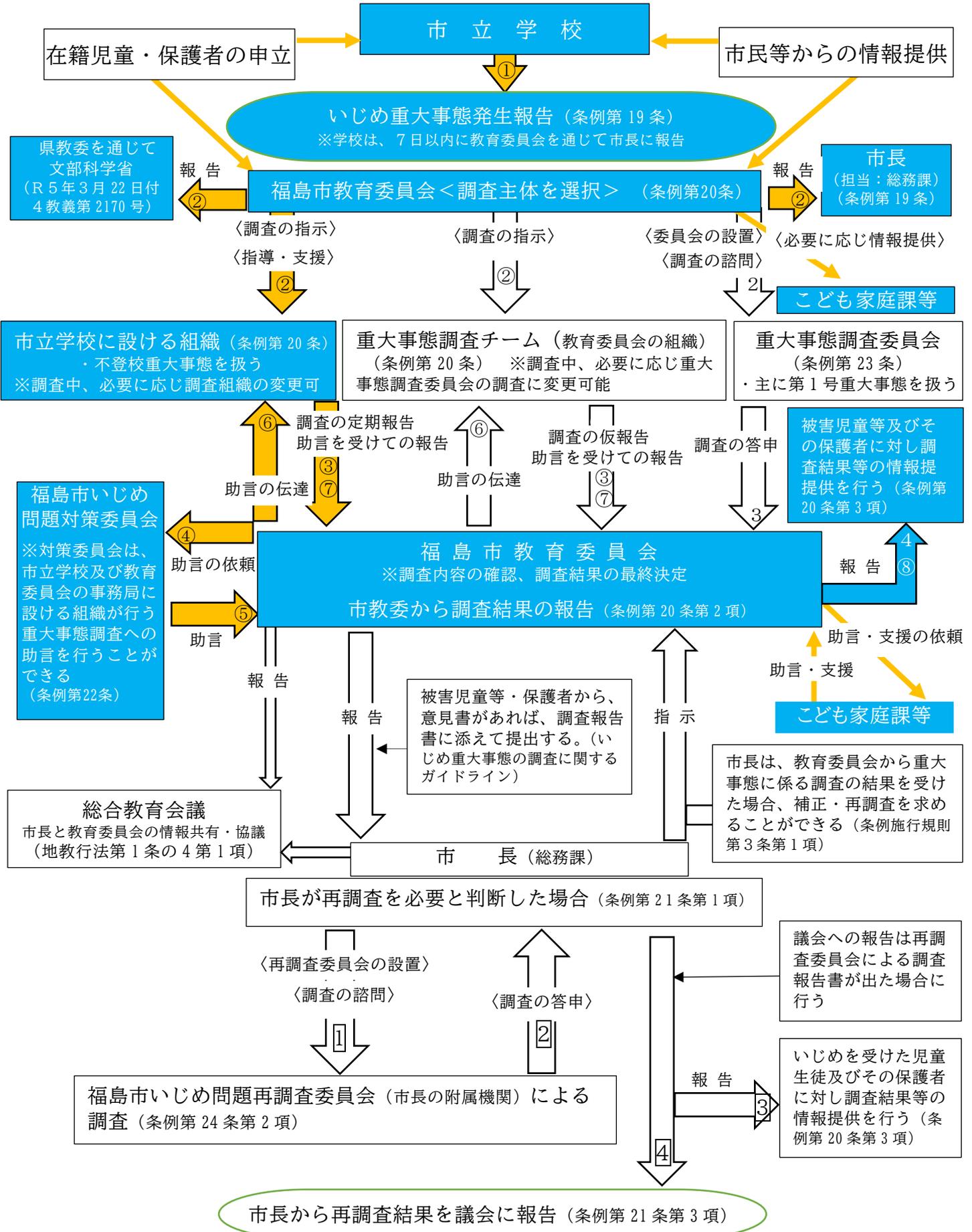
## いじめ対策年間計画

月	活 動 内 容	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員協議会① いじめ防止基本方針確認</li> <li>○いじめ対策組織会議 ※生徒指導委員会（隔週）</li> <li>○保護者懇談会 保護者へいじめ防止基本方針の提示</li> <li>○職員協議会② 生徒の実態の共通理解</li> <li>○いじめ防止スローガンの作成</li> </ul>	全職員  いじめ対策組織  全職員  生徒会
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員協議会③・教職員校内研修 現状の確認と今後の取り組み いじめへの共通理解</li> <li>○「悩み事」に関するアンケート①</li> <li>○情報交換</li> </ul>	全職員  各担任 いじめ対策組織
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○QUテストの実施</li> <li>○アンケートの確認と教育相談</li> <li>○職員協議会④ アンケート結果の共通理解と今後の対策</li> </ul>	各担任  全職員
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「悩み事」に関するアンケート②</li> <li>○アンケートの確認と教育相談</li> <li>○職員協議会⑤ 1学期の反省と今後の取り組み</li> <li>○情報交換</li> <li>○いじめ防止の標語募集～8月</li> </ul>	各担任 各担任 全職員  いじめ対策組織 生徒会
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員協議会⑥ 夏休みの状況確認と2学期の取り組み</li> </ul>	全職員
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「悩み事」に関するアンケート③</li> <li>○アンケートの確認と教育相談</li> <li>○職員協議会⑦・教職員校内研修 結果の共通理解・対策・いじめシミュレーション研修</li> <li>○QUテスト結果の検討</li> </ul>	各担任 各担任 全職員  全職員
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止の標語表彰、掲示</li> <li>○職員協議会⑧ 現状の確認と今後の取り組み</li> <li>○情報交換</li> </ul>	生徒会 全職員  いじめ対策組織
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二者面談・教育相談「悩み事」に関する聞き取り④</li> <li>○教育相談</li> <li>○職員協議会⑨ アンケート結果の共通理解と今後の対策</li> </ul>	各担任 各担任 全職員
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員協議会⑩ 2学期の反省と今後の取り組み</li> </ul>	全職員
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員協議会⑪・教職員校内研修 冬休みの状況確認・リーガルマインドの養成</li> </ul>	全職員
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「悩み事」に関するアンケート⑤</li> <li>○アンケートの確認と教育相談</li> <li>○職員協議会⑫ アンケート結果の共通理解と今後の対策</li> </ul>	各担任 各担任 全職員
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員協議会⑬ 年度の反省と次年度の方針確認</li> <li>○情報交換</li> </ul>	全職員  いじめ対策組織

# 学校のいじめ問題対応フロー図



重大事態への対応フロー図



## 市立学校用重大事態対応フロー図

### 1 重大事態の発生及び疑い

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
  - A) 児童等の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
    - ・具体的な内容については本方針のP29で確認をします。
  - B) 児童等が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日が目安です。）
  - C) 児童等や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」
    - ・学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査にあたります。

### 2 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたります。

#### ① 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置します。

- 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加えます。（学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者（OBも含む。）、等が考えられます。）
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣できます。

調査前には、被害児童等及びその保護者に「ガイドライン」P7～P10が示す6項目の説明が必要

#### ② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施します。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図ります。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積します。（5W1Hが有効です。）
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告します。
- 被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供します。

#### ③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめます。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめます。
- 調査報告書の記載内容については、本方針P37を参考にします。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告します。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告します。

#### ④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告します。

- 学校は被害児童等及びその保護者に調査結果を報告しますが、被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出します。

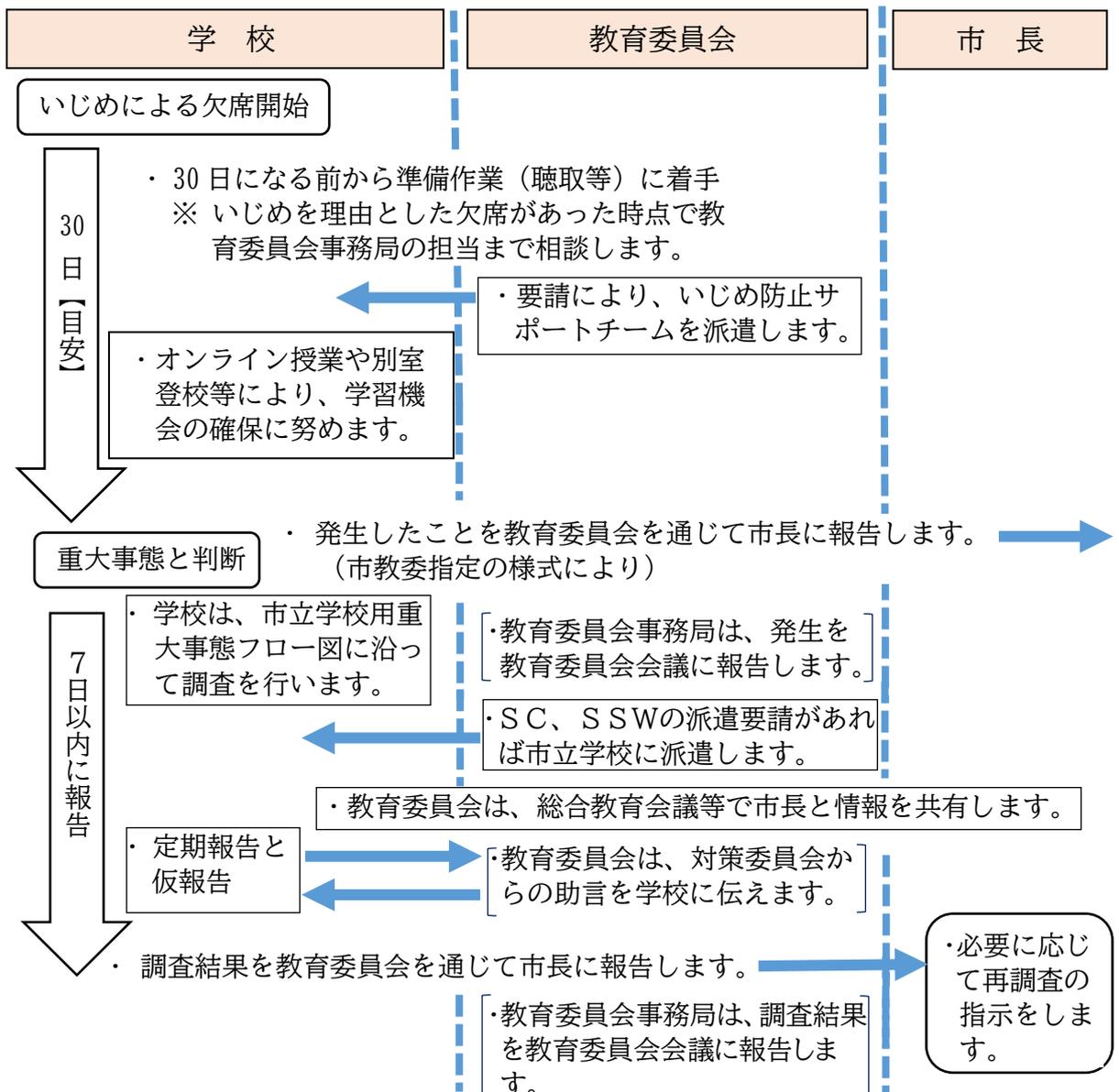
#### ⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておきます。
- 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じます。

## 学校主体による不登校重大事態の調査

- 法第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 1 (略)
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

不登校重大事態に係る調査は、学校が調査に当たることを原則とします。  
 (「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成 28 年 3 月))



- 学校による不登校重大事態の調査は、児童等の学校復帰への支援と再発防止が主な目的となります。
- 被害児童等及びその保護者への情報提供はもちろんですが、加害児童等及びその保護者へも適時適切に情報を提供し、家庭と連携して調査を行います。